

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の交付、レセプトのチェック、療養費等の保険給付業務を行う。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。<ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格・異動に関する事務②被保険者証等の交付に関する事務③保険税の賦課・徴収・収納に関する事務④保険給付の支給に関する事務⑤療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当回数の引継ぎ業務⑥オンライン資格確認に関する事務・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 国民健康保険(税)システム2. 国民健康保険(資格)システム3. 国民健康保険(給付)システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国民健康保険税賦課ファイル
- (2)国民健康保険資格ファイル
- (3)国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第一 【情報提供】1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 【情報照会】27、42、43、44、45項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 【情報照会】20、25、26条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長、健康福祉課参事

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地 宜野座村役場 総務課 TEL 098-968-5111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地
宜野座村役場 健康福祉課 TEL 098-968-3253

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	情報受け渡しに使用するUSBメモリは施錠可能な引き出しへ保管し、使用後はすぐにデータを消去している。
-------	--

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="radio"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="radio"/>] 十分である
判断の根拠	パスワードと静脈認証によってシステムへのアクセスが可能な職員を限定している。定期的にパスワード変更も行っている。